【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年9月8日提出
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【電話番号】	03-6377-2934
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】
平成22年6月15日付で提出した有価証券届出書で訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】
以下の訂正部分に下線を付記します。

第一部【証券情報】
（４）【発行（売出）価格】
（訂正前）
継続申込期間：お申込月の翌月7日（約定日）の基準価額とします。（但し、当日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）
（後略）
（訂正後）
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。（但し、当日が米国およびケイマンの休業日は翌営業日とします。）
（後略）

（５）【申込手数料】
（訂正前）
お申込月の翌月7日（約定日）の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）とします。
（訂正後）
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）とします。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
４【手数料等及び税金】
（１）【申込手数料】
（訂正前）
お申込み手数料は、委託会社の指定する販売会社がお申込月の翌月7日（約定日）の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。
（訂正後）
お申込み手数料は、委託会社の指定する販売会社が取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

（２）【換金（解約）手数料】
②信託財産留保額
（訂正前）
解約請求の申込月の翌月7日（解約約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の基準価額に0.3%を乗じた額とします。
（訂正後）
解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた額とします。

6【手続等の概要】

（１）申込（販売）手続等

（訂正前）

①お申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。
当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。
お申込単位の詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項において、取得申込は毎月7日（約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の翌営業日から当月24日の午後3時まで受付けます。ただし当該日が米国または日本が休日の場合には翌営業日とします。

③前項の場合の受益権の価額は、申込月の翌月7日（約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の基準価額とします。

④募集取扱手数料の額は、委託会社の指定する販売会社、登録金融機関が申込月の翌月7日（約定日）の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

（訂正後）

①お申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。
当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。
お申込単位の詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項において、取得申込は毎営業日の午後3時まで受け付けます。ただし当該日が米国およびケイマンの休業日は翌営業日とします。

③前項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④募集取扱手数料の額は、販売会社が取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

（２）換金（解約）手続等

（訂正前）

①受益者は、自己に帰属する受益権について、毎月7日（前申込期間にかかる解約約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の翌営業日から当月24日の午後3時までに一部解約の実行を請求することができます。
換金（解約）単位：金額指定において取得された場合は、1口または1円単位
口数指定において取得された場合は、1万口単位
詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国または日本が休日の場合には、一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

③委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の申込月の翌月7日（解約約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の基準価額から信託財産留保額を控除した額（解約約定日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。

⑤委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記①項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦一部解約金は、解約約定日（原則、毎月7日）から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

（後略）

（訂正後）

①受益者は、自己に帰属する受益権について、毎営業日の午後3時までに一部解約の実行を請求することができます。

換金（解約）単位：金額指定において取得された場合は、1口または1円単位
口数指定において取得された場合は、1万口単位

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国およびケイマンの休業日の場合には、一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

③委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④前項の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。

⑤委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記①項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦一部解約金は、解約申込受付日から起算して、原則として7営業日から受益者に支払います。

（後略）

第三部【ファンドの詳細情報】

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

（訂正前）

①お申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。
当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。
お申込単位の詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項において、取得申込は毎月7日（約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の翌営業日から当月24日の午後3時まで受け付けます。ただし当該日が米国または日本が休日の場合には翌営業日とします。

③前項の場合の受益権の価額は、お申込月の翌月7日（約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の基準価額とします。

④募集取扱手数料の額は、委託会社の指定する販売会社、登録金融機関がお申込月の翌月7日（約定日）の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

（後略）

（訂正後）

①お申込者は販売会社の定める日までにお申込金額を販売会社に支払います。
当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。
お申込単位の詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項において、取得申込は毎営業日の午後3時まで受け付けます。ただし当該日が米国およびケイマンの休業日は翌営業日とします。

③前項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

④募集取扱手数料の額は、販売会社が取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

（後略）

２【換金（解約）手続等】

（訂正前）

①受益者は、自己に帰属する受益権について、毎月7日（前申込期間にかかる約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の翌営業日から当月24日の午後3時までに一部解約の実行を請求することができます。

換金（解約）単位：金額指定において取得された場合は、1口または１円単位
口数指定において取得された場合は、1万口単位

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国または日本が休日の場合には、一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

③委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の申込月の翌月7日（約定日。ただし当該日が日本の休日の場合には翌営業日とします。）の基準価額から信託財産留保額（解約約定日の基準価額に0.3%を乗じた金額です。）を控除した価額とします。

⑤委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④項の規定に準じて計算された価額とします

⑦一部解約金は、約定日（原則、毎月7日）から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

（後略）

（訂正後）

①受益者は、自己に帰属する受益権について、毎営業日の午後3時までに一部解約の実行を請求することができます。

換金（解約）単位：金額指定において取得された場合は、1口または１円単位
口数指定において取得された場合は、1万口単位

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

②前項の場合の一部解約の実行の請求日が米国およびケイマンの休業日の場合は、一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

③委託会社は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

④前項の一部解約の価額は、解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額です。）を控除した価額とします。

⑤委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記①項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記④項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦一部解約金は、解約申込受付日から起算して、原則として7営業目から受益者に支払います。

（後略）